【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成30年２月28日
【会社名】	株式会社ツノダ
【英訳名】	TSUNODA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　角田　重夫
【本店の所在の場所】	愛知県小牧市大字三ツ渕字東播州1604番地１
【電話番号】	0568-72-2331（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 ES 部ジェネラルマネージャー 渡邉 雅樹
【最寄りの連絡場所】	愛知県小牧市大字三ツ渕字東播州1604番地１
【電話番号】	0568-72-2331（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 ES 部ジェネラルマネージャー 渡邉 雅樹
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (愛知県名古屋市中区栄三丁目８番20号)

1【提出理由】

平成30年２月27日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年２月27日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案　株式併合の件

①併合の割合

当社株式について、25,456株を１株に併合します。

②株式の併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

平成30年３月30日

③効力発生日における発行可能株式総数

78株

第２号議案　単元株式数の定めの廃止その他の定款の一部変更の件

①本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第６条（発行可能株式総数）に定める当社が発行することができる株式の総数を78株とする旨に変更します。

②本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第８条（単元株式数）、第９条（単元未満株式についての権利）及び第10条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行います

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第１号議案 株式併合の件	4,276	0	0	（注）	可決（99.95%）
第２号議案 単元株式数の定めの廃止その他の定款の一部変更の件	4,276	0	0	（注）	可決（99.95%）

（注）議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使の議決権の数及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認ができたものを集計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以　上